

社会福祉法人矢祭福祉会 役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人矢祭福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(役員等の報酬)

第2条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬並びに実費弁償費を支払うことができる。

2 役員等が理事会及び評議員会開催以外の日において、法人並び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(証票等の実費支払)

第3条 法人の運営上必要な各種申請等にかかる印紙代及び証明書等の交付手数料は、その実費を支給できる。

(支給方法)

第4条 役員等の報酬及び実費弁償費は当該会議に出席した都度、現金にて支給する。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため理事長の命を受けて出張する場合は、別表2により日当及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程の改正については、理事会の議決を経なければならない。また、報酬等の支給の基準は評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

【報 酬】

名 称	報 酬 額
役員報酬	4, 800円
評議員報酬	4, 800円

※役員報酬及び評議員報酬の各年度の総額は、300, 000円を超えない範囲とする。

【実費弁償費(交通費)】

◎自宅から開催場所までの往復距離数に応じて支給する。(1 km当たり 35 円で計算)

別表2

【出張旅費】

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実 費	実 費	4, 800円	実 費